会議報告



国際監査·保証基準審議会(IAASB)会議報告 (第91回会議)

JICPAリサーチラボ研究員 国際監査・保証基準審議会テクニカル・ アドバイザー

甲斐幸子

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) の第91回会議が、2018年3月12日から16日までアムステルダムで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より 甲斐幸子(テクニカル・アドバイザー)が、 金融庁(企業会計審議会)より松本祥尚 氏がオブザーバーとして参加した。以下、 会議の概要を報告する。

■ 基準の最終化に向けた検討-ISA540

IAASBは、ISA540「会計上の見積り及び関連する開示の監査」の改訂に係るプロジェクトを実施中である。プロジェクトでは、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」(2014年7月公表、2018年1月1日より適用)に関する論点だけでなく、他の論点も含めた全面的な改訂の検討が行われ、2017年4月に、公開草案が公表されている(コメント期限:2017年8月1日)。今回の会議では、タスクフォースから、受領したコメントレター及び前回までの審議を踏まえた改訂案が提示され、議論が行われた。

(1) **適用の柔軟性 (scalability)** 適用の柔軟性が確保されていることを

示すため、タスクフォースから、新たに付録を設け、単純な見積りと複雑な見積りのそれぞれに対して要求事項がどのように適用されるかを二列表の形式で示すことが提案された。

これに対し、例示を設けること自体には、メンバーの多くから賛同があった。ただし、付録は適用指針と同じ位置付けであり、基準の最終化と同時に公表することが必要となるため、基準に含めるのではなく、スタッフ文書等、別の文書として公表したほうが柔軟に対応できるのではないか等の意見があり、付録とはしないことになった。

(2) リスク評価手続及び関連する活動

適用の柔軟性の確保に関連して、タスクフォースから、リスク評価手続及び関連する活動に関する要求事項(第10項)において、「…会計上の見積りに関連して企業及び企業環境を理解する際、<u>状況に関連する範囲において(to the degree relevant in the circumstances)</u>、要求事項に記載されている事項を理解しなければならない」と記載することが提案された。

これに対して、メンバーから、「記述が 曖昧で具体性に欠ける」との意見があっ た。そこで、タスクフォースから、個々の会 計上の見積りによっては、要求事項(第 10項)に記載された事項があてはまらな いことがあること、また、財務諸表レベル 及びアサーション・レベルの重要な虚偽 表示リスクの識別及び評価の基礎とする ために必要なレベルで理解すればよいこ とを示す文章が再提示されたが、再度、 見直すことになった。

(3) 職業的懐疑心

タスクフォースから、職業的懐疑心の 発揮の強化のため、リスク対応手続に関 する要求事項において、「監査人は、リス ク対応手続の立案に際し、経営者のア サーションと矛盾すると評価されるか経 営者のアサーションを補強すると評価さ れるかにかかわらず、関連する情報源 (relevant sources)から監査証拠を 入手するためのリスク対応手続を立案し なければならない」と記載することが提案 された(第15項)。

上記に対し、「関連する情報源 (relevant sources)」という表現について、 ISA500 [監査証拠] では、「適合性 (relevance)」と「信頼性(reliability)」を、 「情報源(sources)」ではなく監査証拠 の質的尺度として説明しており、ISA500 の考え方と合わないのではないか、趣旨 が分かりづらい等の意見があり、表現を 見直すことになった。

(4) 監査調書

タスクフォースから、監査調書に関する 要求事項を強化し、監査人に対し、適用 される財務報告の枠組みに照らした会計 上の見積り及び関連する開示の合理性 の評価に関する職業的専門家としての 重要な判断の基礎として、以下の事項の 文書化を求めることが提案された(第27 項)。

① 会計上の見積りに関連する、企業 及び企業環境並びに企業の内部統制 システムの理解の主な要素

- ② 会計上の見積りに関連する重要な 虚偽表示リスクに関する固有リスク及 び統制リスクのそれぞれの評価の理 由
- ③ 見積りの不確実性、主観性、複雑 性又はその他の固有リスクの要因の 影響を受ける程度が高い会計上の見 積りに関して、要求事項に基づき監査 人が当該会計上の見積りに対するテス トのアプローチを選択した理由
- ④ 経営者が見積りの不確実性を適切 に理解し対処していない場合における 監査人の対応
- ⑤ 会計上の見積りに関する経営者の 偏向が存在する兆候、及び全体として の財務諸表に重要な虚偽表示がある かどうかに関する監査人の意見を形成 する際に当該兆候に対して行った監査 人の評価

上記の提案に対し、例えば、以下の意 見があり、記載を整理することになった。

- 公開草案と比して大幅な変更になっ ている。調書化の要求事項として適切 な詳細さを超えているのではないか。
- 具体的にどの程度の調書化が想定 されているのか。特に、②と③は、どの ような内容の記載が求められているの か不明瞭である。
- ①は職業的専門家としての重要な 判断の基礎の記載には該当しないの ではないか。

(5) 付録(会計上の見積りの測定 基礎)

公開草案には、付録1「会計上の見 積りの測定基礎」が含まれていた。タス クフォースは、当該付録を、記述を適宜修 正した上で最終版の基準にも含めること を提案したが、メンバーから、「本来、監査 基準ではなく会計基準で扱うべき内容で ある」、「基準のボリュームを減らすため、

削除してはどうか」との意見があった。 よって、記述の一部を適用指針に移動し た上で、付録1は削除することになった。

(6) 適用日

タスクフォースから、当初の予定どおり、 2019年12月15日終了事業年度から適用 (早期適用可)とすることが提案された。 これは、IFRS第9号の適用が2018年1 月1日から開始されていることを考慮した ものである。これに対して、主に実務家の メンバーからは、「メソドロジーへの取込 みや翻訳を考えると、適用日が早すぎる ため、1年遅らせるべき との意見があっ た。一方で、規制当局のメンバー及び PIOBオブザーバーからは、「会計上の 見積りの監査は、検査指摘事項が最も多 い領域の1つであり、公益の観点からも 重要な基準である。よって、適用日は予 定どおりとすべき | との意見があり、引き 続き検討することとなった。

ISA540は、2018年4月24日に開催さ れる電話会議による審議を経て、2018年 6月会議において最終化の承認審議が 行われる予定である。

公開草案に向けた検討-ISA **4** 315

IAASBは、クラリティ版ISA適用後モ ニタリング・プロジェクト及びその他のアウ トリーチ活動の結果を受け、ISA315の改 訂プロジェクトを開始しており、2016年9 月会議で、プロジェクト・プロポーザルを 承認している。今回の会議では、ISA315 の改訂案が提示され、議論が行われた。

(1) 定義の変更

タスクフォースから、主に、次頁の表1 の定義の変更が提案された。

(表1)定義の変更

① 固有リスクの要因 (Inherent Risk Factors)

2017年12月会議で示した提案では、定性的な要因のみが固有リスクの要因として 説明されていたが、定量的な要因も含めた定義とする。当該変更に合わせ、名称を 「固有リスクの定性的な要因(Qualitative Inherent Risk Factors)」から「固有 リスクの要因 (Inherent Risk Factors)」に変更する。

また、固有リスクの要因として、「複雑性(complexity)」、「主観性(subjectivity)」、「変化(change)」及び「不確実性(uncertainty)」に加え、「経営者の偏向 の生じやすさ(susceptibility to management bias)」を含める。

② 関連するアサーション (Relevant Assertions)

「取引種類、勘定残高又は開示の性質や状況により、アサーション・レベルにおいて、 個別に又は他の虚偽表示と合わせて重要となる虚偽表示が発生する可能性が合理 的にあり得る(reasonably possible)と考えられる場合、当該アサーションは、当該 取引種類、勘定残高又は開示に関連するアサーションとなる。」と定義する。また、 2017年12月会議での意見を受け、適用指針に記載されていた「合理的にあり得る (reasonably possible)」の意味を説明する記述「合理的にあり得る(reasonably possible)とは、重要な虚偽表示となる可能性が『ほとんどない』よりは高い (more than remote likelihood)場合である。」を定義に移動する。

- ③ 特別な検討を必要とするリスク 以下の2つに分けて定義する。
- 固有リスクの要因が、虚偽表示が発生する可能性又は潜在的な虚偽表示の大き さに及ぼす影響の程度によって、固有リスクに関する連続したリスクの程度の最も高 い位置(highest end)に存在すると評価された固有リスク
- 他のISAの要求事項により特別な検討を必要とするリスクとして扱われているリ スク
- ④ 全般統制 (General Information Technology Controls) 及び業務処 理統制(Application Controls)

現行の用語集の記述をベースに、全般統制及び業務処理統制の定義を新たに設 け、現在のIT環境に合わせて、表現をアップデートする。

上記の提案に対し、メンバーからは、例 えば、以下の意見があった。

- 「固有リスクの要因」に定量的な要 因を含めるのは混乱する。また、「経営 者の偏向の生じやすさ | ではなく、不正 リスク要因についてより強調すべきであ る。
- 「特別な検討を必要とするリスク」の 定義における、「固有リスクに関する連 続したリスクの程度の最も高い位置 (highest end)に存在すると評価さ

れた…」の記述は、特別な検討を必要 とするリスクは各監査業務に必ず1つ 以上存在することを意味することにな るため、記述を見直すべきである。

(2) 内部統制システムの理解

タスクフォースが提案する、内部統制 システムの理解に関する主な要求事項 は、以下のとおりである。

• 内部統制の各構成要素の理解を通 じて、財務報告に関連する内部統制シ ステムを理解することを要求する。

- 各構成要素の理解に関する要求事 項において、理解が求められる内容や 実施する手続について記載する。
- 以下について、監査に関連するコン トロールとして識別することを要求する。
- ▶ 実証手続のみでは十分かつ適切 な監査証拠を入手できないリスクに 対応するコントロール
- ▶ 特別な検討を必要とするリスクに 対応するコントロール
- ▶ 仕訳入力に対するコントロール
- > 内部統制の運用評価手続を予定 しているコントロール
- ▶ その他、監査人がデザインの評価 及び業務への適用を判断すること が適切と判断したコントロール
- ITに起因するリスクの識別を要求す る。
- 監査に関連する全般統制の識別を 要求する。
- 識別された監査に関連するコント ロール(識別された監査に関連する全 般統制を含む。) について、コントロール のデザインの評価及びそれらが業務に 適用されているかどうかの判断を要求 する。

上記の提案に対し、メンバーからは、例 えば、以下の意見があった。

- 要求事項のフローが複雑で全体像 が分かりづらい。例えば、フローチャート を設ける等により説明してはどうか。
- 監査に関連する全般統制の識別に 関する要求事項について、どのような 場合に全般統制を監査に関連するとし て識別することが求められるのかが不 明瞭である。

(3) 重要な虚偽表示リスクの識別 と評価

① 要求事項のフロー

タスクフォースが提案する、重要な虚 偽表示リスクの識別と評価に関する主な 要求事項は、以下のとおりである。

- アサーション・レベルの重要な虚偽 表示リスクの評価の際、個別リスクと 統制リスクの評価を別箇に行うことを 要求する。
- 企業及び企業環境、適用される財 務報告の枠組み並びに内部統制シス テムの理解の際、重要な虚偽表示リス クの可能性(potential risks of material misstatement)を識別す ることを要求する。
- 識別された重要な虚偽表示リスクの 可能性に関して、以下を要求する。
- 虚偽表示の発生可能性及び潜在 的な虚偽表示の大きさ、並びに重要 な虚偽表示となるかどうかを検討す ること。
- ▶ 以下の2つのレベルで重要な虚 偽表示リスクを識別し評価すること。
 - ♦ 財務諸表全体レベル
 - ◆ 重要な取引種類、勘定残高及 び開示に関連するアサーション・レ ベル
- ▶ 重要な取引種類、勘定残高及び 開示を識別すること。
- 識別されたアサーション・レベルの重 要な虚偽表示リスクに関して、以下を 通じて、固有リスクを評価することを要 求する。
- ▶ 重要な虚偽表示の発生可能性及 び大きさを評価すること。この際、重 要な取引種類、勘定残高及び開示 に関する事象又は状況が固有リスク の要因の影響を受ける程度を考慮 すること。
- ▶ 識別された財務諸表レベルの重 要な虚偽表示リスクが、アサーション・ レベルの重要な虚偽表示リスクにお ける固有リスクに及ぼす影響を考慮 すること。
- 以下のとおり、アサーション・レベル

の統制リスクを評価することを要求す る。

- ▶ 内部統制の運用評価手続の実施 を予定していない場合、統制リスク を最大(maximum)と評価するこ ک
- ▶ 内部統制の運用評価手続の実施 を予定している場合、統制リスクを 最大(maximum)より低く評価する こと。

上記の提案に対し、メンバーからは、例 えば、以下の意見があった。

- 要求事項のフローが複雑で分かりづ らい。
- 「重要な虚偽表示リスクの可能性 (potential risks of material misstatement)」という新しい概念が使 われているが、意味が不明瞭である。
- 識別された財務諸表レベルの重要 な虚偽表示リスクが、アサーション・レ ベルの重要な虚偽表示リスクにおける 固有リスクに及ぼす影響を考慮するこ とが求められているが、財務諸表レベ ルの重要な虚偽表示リスクとは、取引 種類、勘定残高又は開示における特 定のアサーションと必ずしも結び付けら れるものではない。
- ② 重要な取引種類、勘定残高又は開 示(Significant class of transactions, account balance or disclosures)

改訂版のISA315では、重要な虚偽表 示リスクの識別と評価の過程で、重要な (significant)取引種類、勘定残高及び 開示の識別を要求することが検討されて いる。一方、現行のISA330「評価したリ スクに対応する監査人の手続」第18項 において、監査人に対し、評価した重要 な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、 重要な (material) 取引種類、勘定残高 及び開示の各々に対する実証手続を立

案し実施することが求められている。した がって、ISA330第18項の位置付けを整 理する必要性が生じている。

当該論点に関して、タスクフォースから、 "material"は利用者の情報ニーズに関 連した概念であるのに対し、"significant"はリスクに関連した概念であるた め、"material"であるが、"significant" ではない取引種類、勘定残高及び開示 が存在することもあり得ることから、必要 な表現の修正を行った上で、ISA330第 18項の要求事項を残すことが提案され た。タスクフォースが提案する修正は以 下のとおりである。

- ISA315に新たな要求事項を設け、 定量的又は定性的に重要 (material)であるが、重要(significant)では ないと判断された取引種類、勘定残高 及び開示を識別し、関連するアサーショ ンが存在しないか再評価することを要 求する。
- ISA330第18項を、「監査人は、評価 した重要な虚偽表示リスクの程度にか かわらず、定量的又は定性的に重要な (material)取引種類、勘定残高及び 開示の各々に対する実証手続を立案 し実施しなければならない(下線部を 追加)」に変更する。

これに対して、メンバーから、「1つの 要求事項の中で、「重要(significant)」 と「重要 (material) | の 2 つの用語が使 われるのは混乱する」、「現行のISA330 第18項のほうが分かりやすい」、「要求事 項の不要な複雑化を生じさせる」等の 意見があった。

ISA315は、2018年5月22日に開催さ れる電話会議による審議を経て、2018年 6月会議において公開草案の承認審議 が行われる予定である。

🔵 公開草案に向けた検討-SISQC 1

IAASBは、2014年後半から、品質管 理に関するプロジェクトを新規に開始して いる。プロジェクトでは、ISQC1の厳格 性と柔軟性の確保のため、クオリティ・マ ネジメント・アプローチ(QMA)を ISQC1に組み込むことが検討されてい る。今回の会議では、ISQC1の改訂ド ラフトが提示され、議論が行われた。

(1) 基準の全体像

前回2017年12月の会議で示した提案 と同様に、品質マネジメントシステム(system of quality management) の構 成要素として下の表2の8項目を位置 付けることが提案された。

(表2)品質マネジメントシステムの構 成要素

- ① ガバナンスとリーダーシップ
- ② 品質リスク評価プロセス
- ③ 情報とコミュニケーション
- ④ 職業倫理に関する規定
- ⑤ 契約の新規の締結及び更新
- ⑥ 専門要員の採用、教育・訓練、評 価及び選任
- ⑦ 業務の実施
- ⑧ 監視及び改善プロセス

前回から変更が提案された主な点は、 以下のとおりである。

① ガバナンスとリーダーシップ

2017年12月会議で示した提案では、 品質リスク評価プロセスの後に記載する ことが提案されていたが、品質マネジメン トシステムの基礎となる重要な構成要素 であることから、最初に記載する。

② 品質リスク評価プロセス

2017年12月会議で示した提案では、 名称を「品質マネジメントプロセス(quality management process)」としてい たが、全体を示す「品質マネジメントシス テム(system of quality management)」の表現と混乱すること、COSO の内部統制の統合的フレームワークや ISA315で示されている企業の内部統制 の構成要素である「企業のリスク評価プ ロセス(the entity's risk assessment process)」との整合性を踏まえ、名称を 「品質リスク評価プロセス (quality risk assessment process)」に変更する。

上記の提案に対し、メンバーから、例え ば、以下の意見があった。

- COSOの内部統制の統合的フレー ムワークに含まれない、ISQC1に特 有の4つの構成要素(④職業倫理に 関する規定、⑤契約の新規の締結及 び更新、⑥専門要員の採用、教育・訓 練、評価及び選任、⑦業務の実施)に ついては、別カテゴリーを設けてまとめ てはどうか。
- 「品質リスク評価プロセス」ではなく、 「品質リスクマネジメントプロセス」とし てはどうか。

(2) 品質リスク評価プロセス

タスクフォースの主な提案は以下のと おりである。

- 表2の品質マネジメントシステムの 構成要素のうち、「⑧ 監視及び改善プ ロセス」以外の6つの構成要素に品質 リスク評価プロセスを適用することを要 求する。品質リスク評価プロセスの適用 においては、以下を行うことを要求する。
 - ▶ 事務所、実施する業務及び業務 提供先企業の性質や状況に応じた 品質目標を設定すること。
 - ▶ 以下を通じて、品質リスクを識別し 評価すること。
 - ◆ 品質目標の達成に影響する状 況、事象、アクション等を理解する こと。
 - ◆ 品質リスクが発生する可能性 及び品質リスクが品質目標の達

成に及ぼす影響を評価すること。

- ▶ 品質リスクを許容可能な低い水準 に抑えるため、品質リスクへの対応 をデザインし、実施すること。
- 品質リスクの定義を設け、「関連す る対応が存在していないとの仮定の上 で、(i)発生の可能性が合理的に見込 まれており、かつ、(ii)品質目標が達成さ れない可能性が合理的に見込まれて いるリスク」と二軸で定義する。
- 品質リスク評価プロセスが適用とな る各構成要素の要求事項において、 品質目標の設定、品質リスクの識別と 評価及び品質リスクへの対応のデザイ ンと実施を求める。また、含めるべき品 質目標及び対応を一部記載する。

上記の提案に対し、メンバーからは、例 えば、以下の意見があった。

- 監視及び改善プロセスについても、 他の構成要素と同様に品質リスク評価 プロセスが適用されるべき。
- 品質リスクが二軸で定義されている が、いずれも可能性に言及しており、リ スクの大きさについて言及されていな
- 各構成要素に関する要求事項にお いて、含めるべき個々の品質目標が記 載されているが、要求事項に記載され ているもの以外に追加で事務所が品 質目標を設定することが求められてい るのか不明瞭である。

(3) 常設諮問グループ会議にお けるコメント

今回の会議の前週に開催された常設 諮問グループ(CAG)会議において、基 準の構成が複雑であり、事務所に対し品 質目標の達成のため何を実施すること が求められているのか不明瞭であると のコメントがあったことが紹介された。 特に、米国公開企業会計監視委員会 (PCAOB)からは、以下の構成としては どうかとの提案があったことが紹介され た。

- 品質目標の設定
- 要求される対応(required responses)の実施
- (要求される対応を実施した上で残 存する) 品質リスクの識別
- 品質リスクへの対応のデザイン及び 実施

これに対し、今回の改訂の趣旨は、事 務所に対し、品質リスクマネジメントにつ いて自ら積極的に取り組むことを促すこと にあるが、PCAOBの提案はルール・ベー ス的であり当該改訂の趣旨に反するため、 タスクフォースの提案どおりの構成とする ことでメンバーの合意があったが、CAG メンバーの懸念についてより理解すること が必要であるとの意見があった。

(4) 情報及びコミュニケーション (透明性報告)

IAASBは、コメント募集 (Invitation to Comment) 「公共の利益を踏まえた 監査品質の向上-職業的懐疑心、品質 管理及びグループ監査」(2015年12月 17日公表)において、透明性報告に関し てIAASBが講じるべきアクションについ ての質問を含めていた。回答者からは、 各国レベルでの透明性報告の実務の発 展を妨げないことが重要であるという意 見があった。一方で、特に財務諸表利用 者からは、IAASBの基準の中で透明性 報告について具体的に扱うべきであると いうコメントもあった。加えて、CAG会議 においても、透明性報告は重要であり、 高品質の透明性報告を促進する形で IAASBの基準において扱うべきである との意見があった。

そこで、タスクフォースから、ISQC1に おいて、「透明性報告」のみにフォーカス するのではなく、より広く、外部の利害関 係者とのコミュニケーションについて扱う 記載を設けることが提案された。具体的には、「情報及びコミュニケーション」のセクションにおいて、以下を記載することが提案された。

- 要求事項において、デザイン及び実施が求められる対応に、必要に応じて、外部の利害関係者と事務所の品質マネジメントシステムに関する情報のコミュニケーションを行うことを含めることを要求する。また、コミュニケーションの内容、時期及び範囲には、以下の要因を考慮することを要求する。
 - ▶ 該当する場合、法令又は職業的 専門家としての基準によるコミュニ ケーションに関する要求事項
 - 事務所の関連する利害関係者の 正当な利益
 - ▶ 事務所が実施する業務の性質及 び業務提供先企業の種類
- 適用指針において、以下を説明する。
 - ▶ 外部の利害関係者とのコミュニケーションの方法の1つとして、透明性報告書が含まれること。
 - → コミュニケーションが行われること がある情報の例

上記の提案に対し、メンバーからは、コミュニケーションが必ず要求されるのか任意なのか不明瞭であり、要求事項の趣旨を明瞭にするべきであるとの意見があった。

(5) ネットワーク及びサービス・ プロバイダー

ISQC1において、ネットワークに関す

るセクションを設けることが検討されている。タスクフォースから、当該セクションにおいて、監査事務所がネットワークに所属している場合、監査事務所に対し主に以下を要求することが提案された。

- ネットワークから提供されるサービス を理解すること。
- 当該サービスのデザイン等に関する ネットワークのプロセスを理解すること。
- ネットワークからのサービスを利用するための事務所の責任及び事務所が 実施する必要があるアクションを決定 すること。
- ネットワークが事務所の品質マネジ メントシステムに関する監視活動を行っ ている場合、当該結果を入手し評価す ること。
- 事務所が実施する監視活動により ネットワークのサービスに関する不備が 識別された場合、関連する情報につい てネットワークにコミュニケーションを行 い、事務所が講じる必要がある補完的 な是正措置を決定すること。

上記に加え、監査事務所がサービス・ プロバイダーからサービスの提供を受け る場合について扱うセクションを設けるこ とが提案された。

また、タスクフォースは、ネットワークの 形態等は様々であり、ネットワーク自体に 対して要求事項を課すことは現実的でな いため、ネットワーク自体に対する要求事 項を設けることは提案していないが、 CAG会議において、ネットワーク自体に 対する要求事項を設定すべきとの指摘 があったことが紹介された。

上記の提案に対し、メンバーからは、例 えば、以下の意見があった。

- ネットワークに関するセクションを設けるのではなく、各構成要素に関するセクションにおいてネットワークに関して記載してはどうか。
- 要求事項の趣旨は、事務所がネット ワークからどのような情報を入手すべ きかを示すことにあることを明瞭にすべ きである。
- ネットワーク自体に対する要求事項を設定すべきという指摘については、 関連する懸念に対処するために取り得るオプションと、基準で対応できるオプションを整理して示してはどうか。

4 その他

今回の会議では、上記のほか、主に、 以下に関する議論が行われた。

- 合意された手続業務: ISRS4400 「合意された手続業務」について、タス クフォースから改訂案が示され、主な 論点について議論が行われた。
- 新しい外部報告(EER):タスクフォースにおける検討状況についてのプレゼンテーションが行われた。
- 職業的懐疑心:「矛盾する証拠の入 手(seek contradictory evidence)」に関する要求事項について の作業グループの結論と提言が示され、議論が行われた。